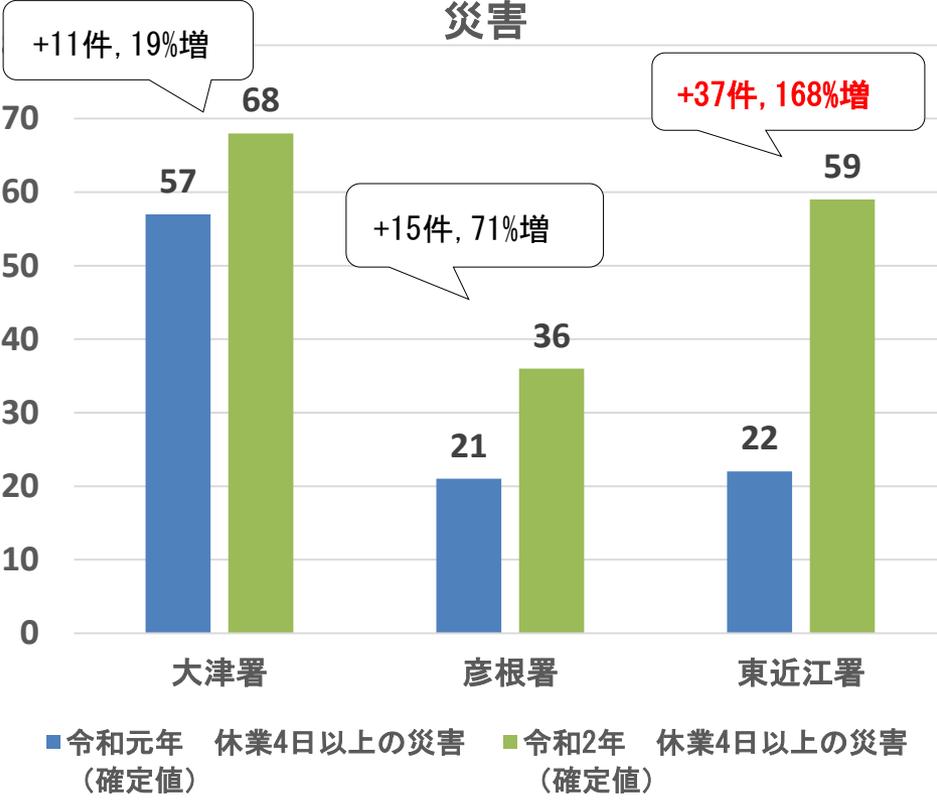


社会福祉施設における 労働災害防止対策

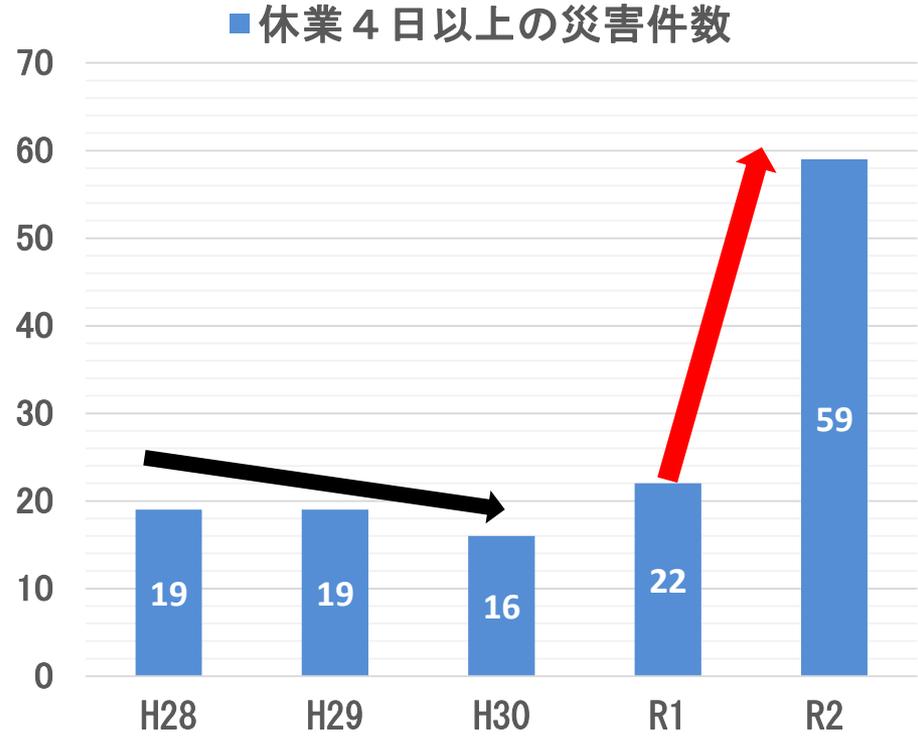
令和3年6月 東近江労働基準監督署

社会福祉施設における労働災害発生状況

社会福祉施設における休業4日以上の災害



社会福祉施設（東近江署）確定値

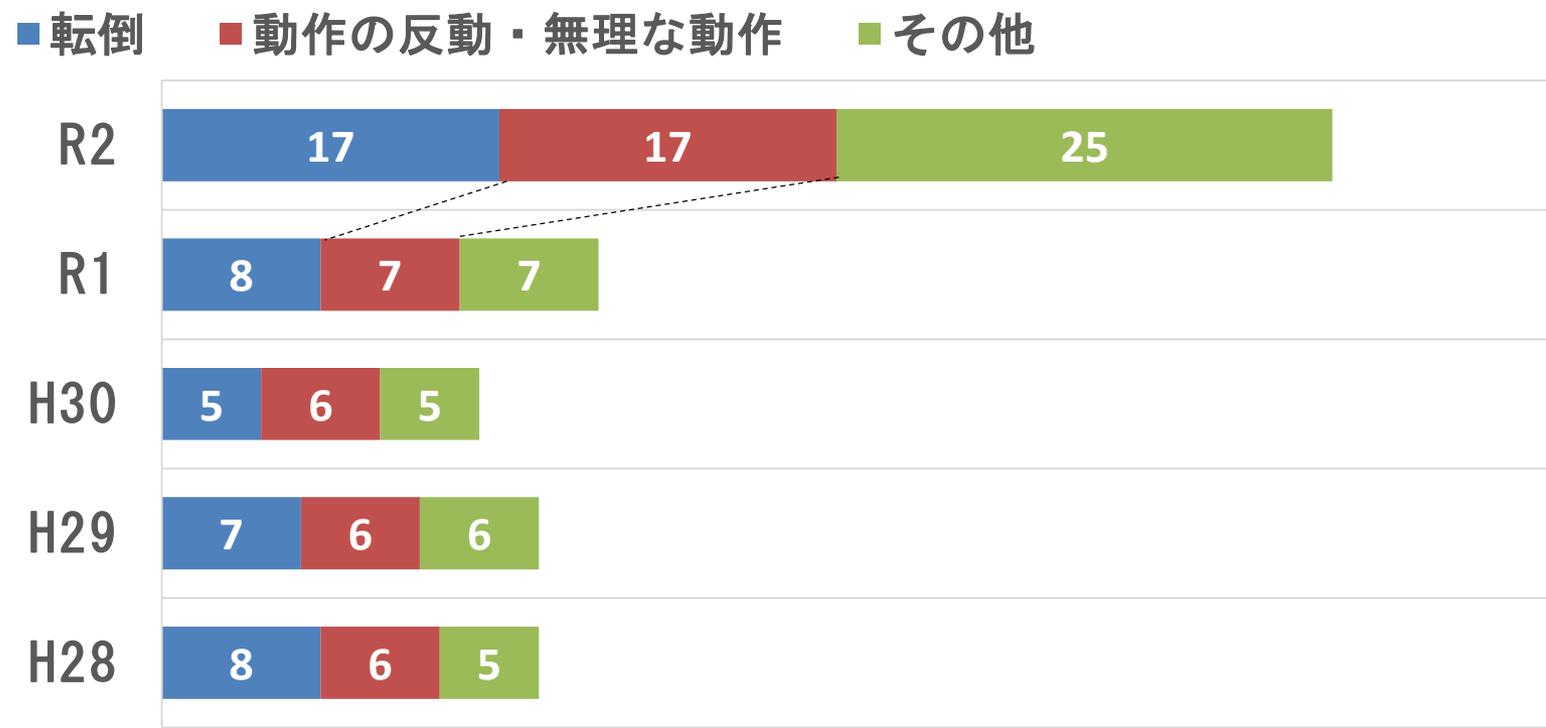


令和2年に各署増加しており、特に東近江署管内で大幅に増加。

東近江署管内の状況は、近年と比べて令和2年に大幅増加。

東近江署管内・事故の型別労働災害

東近江署・事故の型別（休業4日以上）確定値



従来から全災害の6割以上を占めてきた「転倒」「動作の反動・無理な動作」がいずれも2倍以上増加している。（「その他」の増加の主要因である新型コロナウイルス感染症による災害を除けば令和2年の「転倒」「動作の反動・無理な動作」の割合は8割以上）「転倒」「動作の反動・無理な動作」は腰痛発症の要因にもなっている。

災害事例（転倒）

発生日	概要	休業見込
R2. 10. 27	帰宅しようとして施設内の階段を降りていたところ、電気がついていなかったこともあって足を踏み外し、3段目から踊り場まで滑り落ちて手首の靭帯を損傷した。	9日
R2. 5. 21	保育所の庭裏で子供の見守りをしていたところ、雑草が茂っていたため溝に気づかず、溝にはまって転倒し、足首から甲にかけて靭帯を損傷した。	1か月
R1. 8. 23	訪問先の駐車場で縁石につまずいて転倒し、足を骨折。	3か月
H31. 2. 26	施設玄関前のゴミ捨て場から職員通用口へ向かって台車（折り畳み式の袋状のもの）を押していたところ、点字ブロックに台車の車輪が引っ掛かった衝撃で台車が折りたたまれたため、台車と共に前のめりに転倒し、手首を骨折した。	2か月
H31. 1. 9	朝の送迎時に天候が悪かったため、利用者宅前の通路を小走りしたところ、草除け防止シートのくぼみで足を滑らせて転倒し、花壇を囲っていた石に手指を打って骨折。	1週間

転倒災害の原因

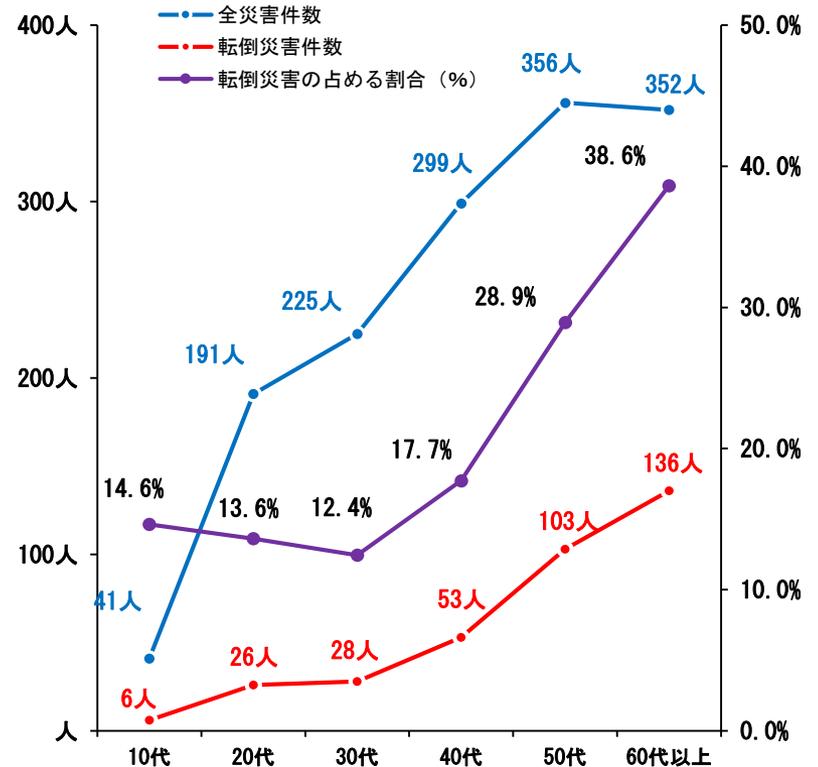
転倒災害は、主に「滑り」（床面の濡れ・滑りやすい床材）、「つまずき」（床の段差・荷物・商品）、「踏み外し」（階段の昇降時など）により発生しています。

これらの防止のためには、**設備的対策**及び**継続的な4S活動**等が有効です。

また、転倒災害は高齢層ほど転倒リスクが高くなります。

右のグラフから、年齢が高くなる程災害件数に占める割合が増加していることがわかります。

転倒災害発生状況(滋賀県内 休業4日以上)
(R2年)



転倒災害防止対策

【設備的対策】

- 段差、すき間の解消
- 照度の確保
- 滑り止めマットの設置
- 段差の表示

【ソフト対策】

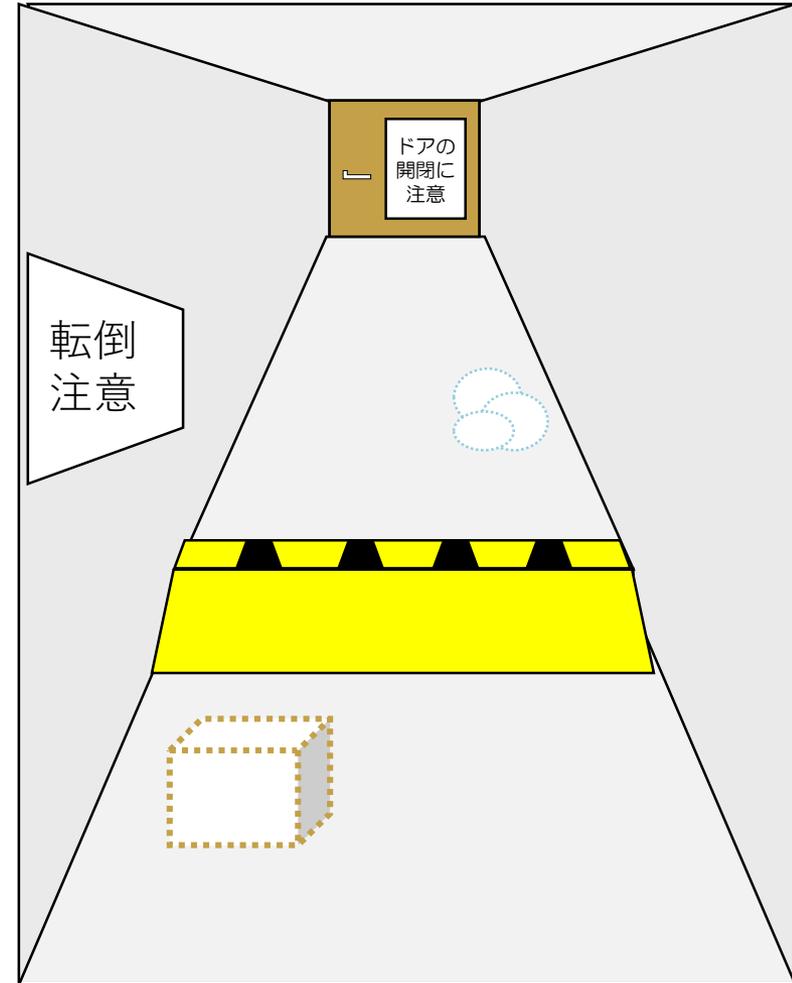
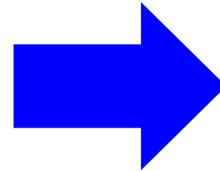
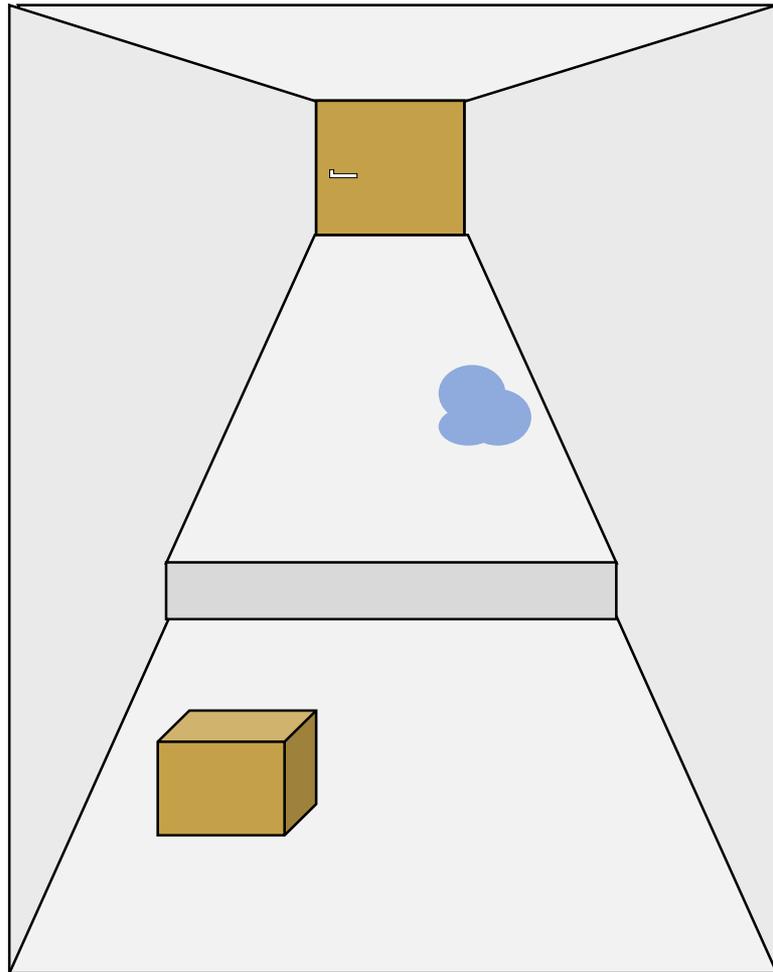
- 4 S（整理・整頓・清掃・清潔）の活動

例) 掃除用具などを場所を決めて格納する（通路や作業スペースの確保）

例) 濡れた床はすぐに拭く

- ヒヤリハット活動
- 転倒予防体操
- 転倒マップの作成
- 滑り難い作業靴

例えば



- 床にある荷物や水たまりを取り除く
- スロープなどで段差を解消する、又はトラテープなどで危険箇所を明示する
- ステッカーを掲示し、注意喚起する 7

対策例①



職員用玄関

玄関の段差を解消



廊下・床・部屋の全体を滑りにくい素材としている

玄関に屋根があるため、玄関が雨に濡れない



段差注意のテープ

滑り止め付きマット

段差の解消！
段差の見える化！
滑りの防止！

対策例②

浴室の転倒防止対策



浴室の床を滑り止めの材料にした例。

着脱室の転倒防止対策



利用者が手すりにつかまって立ち、介護者が着替えを手伝うためのもの。

対策例③



通行スペースに物のはみ出さないように置き場所を確保。

ベッドが定められた位置に格納されている。

H27年度厚生労働省委託事業「社会福祉施設における労働災害防止のための好事例集」より



消火器が通行スペースにはみ出さないように置かれている。

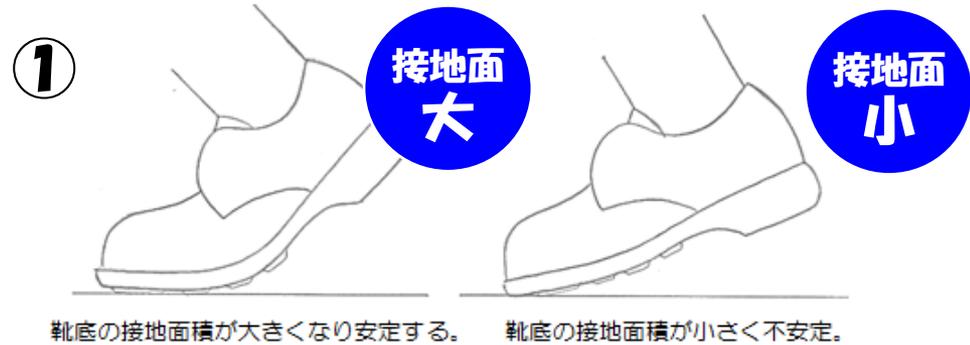
決められた場所に
整理整頓
→ **つまずきの防止**

対策例④

作業に適した靴を
着用することも重要です。

【POINT！】

- ① 靴の屈曲性
- ② 靴の重量
- ③ 靴の重量バランス
- ④ つま先部の高さ
- ⑤ 靴底と床の耐滑性の^{たいかつせい}バランス



対策例⑤

「ヒヤリハット活動」

1件の重大災害の裏には、29件の軽傷災害、300件の危険なことが起こったが災害には至らなかつた事象（ヒヤリハット）があると言われてています。

「ヒヤリハット活動」とは、このヒヤリハットについても報告を求めることで、**危険有害要因を把握**して対策を講じることや、**労働者の危険意識を高める**ことにより、災害を未然に防ぐことを目的にした活動です。

転倒災害防止対策チェックリスト

チェック項目		<input checked="" type="checkbox"/>
1	通路、階段、出口に物を放置していませんか	<input type="checkbox"/>
2	床の水たまりや氷、油、粉類などは放置せず、その都度取り除いていますか	<input type="checkbox"/>
3	安全に移動できるように十分な明るさ（照度）が確保されていますか	<input type="checkbox"/>
4	転倒を予防するための教育を行っていますか	<input type="checkbox"/>
5	作業靴は、作業に適したものを選び、定期的に点検していますか	<input type="checkbox"/>
6	ヒヤリハット情報を活用して、転倒しやすい場所の危険マップを作成し、周知していますか	<input type="checkbox"/>
7	段差のある箇所や滑りやすい場所などに注意を促すステッカー（標識）をつけていますか	<input type="checkbox"/>
8	ポケットに手を入れたまま歩くことを禁止していますか	<input type="checkbox"/>
9	ストレッチ体操や転倒予防のための運動を取り入れていますか	<input type="checkbox"/>

STOP! 転倒災害

プロジェクト

腰痛災害発生要因

■動作要因

重量物の取扱い、不自然な作業姿勢、人力による抱上げ 等

4 Sの徹底！

■環境要因

作業空間・設備の配置（作業空間が狭いために不自然な姿勢で作業を行う 等）

床面の状況（スリップや転倒の際に、腰部に瞬間的な負荷がかかる 等）

照明（足元の確認が不十分なための踏み外し 等）

温度（寒冷による筋肉の緊張）

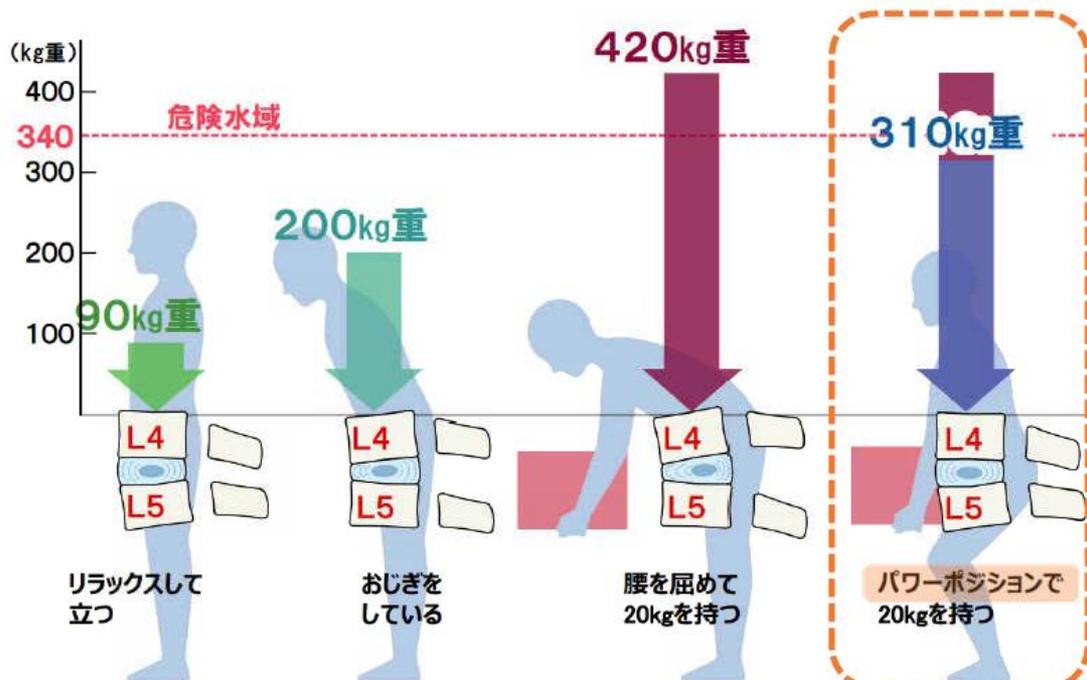
■個人的要因

年齢、筋力、既往症 等

腰痛予防体操の導入

重量物の取扱い

動作や姿勢による椎間板圧縮力



Wike HJ, et al. Spine 24, 1999を元に作成

©All rights reserved, Ko Matsudaira, 2015

© NO LIFT 2019

令和元年度「腰痛予防対策講習会テキスト」

(保健衛生__講義)より

制作：(株)平プロモート

監修：中央労働災害防止協会

同じ重量物を持つ場合でも、姿勢によって椎間板に対する負担が異なります。

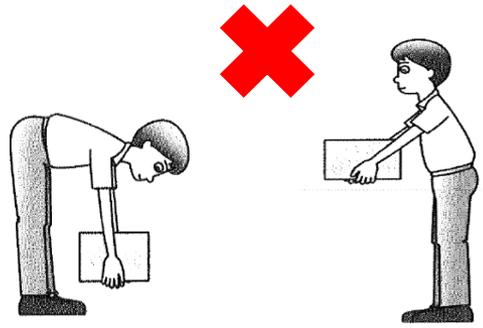
不自然な姿勢をとらざるを得ない場合でも、①ひねる・曲げる角度は小さく、②頻度と時間を最小限に、③支えを利用する、などの対策を検討してください。

なお、「職場における腰痛予防対策指針」では、満18歳以上の男性が取扱う重量を体重のおおむね40%以下、満18歳以上の女性は更に男性が取り扱える重量の60%程度とするよう求めています。

この重量を超える場合は、2人で作業する、道具を使用するなどの検討を行ってください。

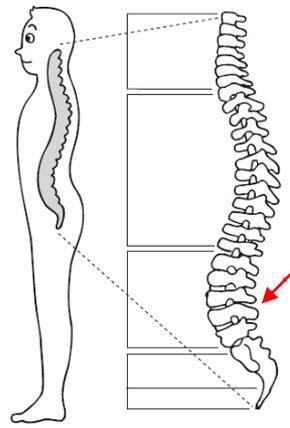
作業姿勢

重量物取扱い



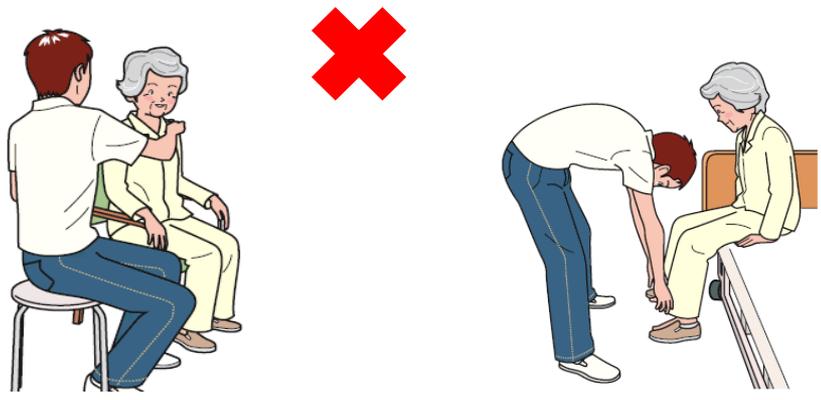
- 腰を落として腰椎を前弯に保つ。
- 物はできるだけ体に近づける。

- 腰椎が後弯している。
- 物が体から離れている。



腰椎が前弯していると負担が少ない。
中央労働災害防止協会 H22年10月「介護業務で働く人のための腰痛予防のポイントとエクササイズ」

介護作業時



- 正面を向いて作業している。
- 適切な高さで作業している。

- 作業位置が低く、腰椎が後弯している。
- 体をひねって作業している。

人による抱上げ作業の解消



人による抱上げ作業の解消のために事業場が導入した機器の例です。

スライディングボードなどの福祉用具を導入することにより、自動化、省力化を積極的に進めてください。

転倒・腰痛予防体操

厚生労働省のホームページから
転倒・腰痛予防体操の動画等
見るることができます。

厚生労働省 職場における労働衛生対策



検索



関連通達・パンフレット等

- ▶ [転倒・腰痛予防！「いきいき健康体操」](#)（令和元年度厚生労働科学研究費補助金 労働安全衛生総合研究事業「エビデンスに基づいた転倒予防体操の開発およびその検証」の一環としての製作）
- ▶ [職場における腰痛予防の取組を！（基発0618第1号）](#)
- ▶ [重量物取扱いなどによる腰痛を予防しましょう（製造業向け）](#) [PDF形式：772KB]
- ▶ [重量物取扱いや運転業務による腰痛を予防しましょう（陸上貨物運送事業向け）](#) [PDF形式：779KB]
- ▶ [職場での腰痛を予防しましょう（小売業向け）](#) [PDF形式：771KB]
- ▶ [看護・介護作業による腰痛を予防しましょう（社会福祉施設、医療施設事業主向け）](#) [PDF形式：897KB]
- ▶ [介護業務で働く人のための腰痛予防のポイントとエクササイズ](#) [PDF形式：1,966KB]
- ▶ [介護業務で働く人のための腰痛予防のポイントとエクササイズ（動画）ISOをZIP圧縮](#) [ZIP形式：1,132,753KB]
- ▶ [運送業務で働く人のための腰痛予防のポイントとエクササイズ](#)[PDF形式：1,477KB]
- ▶ [運送業務で働く人のための腰痛予防のポイントとエクササイズ（動画）ISOをZIP圧縮](#) [ZIP形式：1,178,569KB]

腰痛予防対策講習会

- ▶ [令和2年度腰痛予防対策講習会申込\(外部リンク\)](#)

令和2年度腰痛予防対策講習会日程リーフレット

- ▶ [社会福祉施設及び医療保健業向け](#) [PDF形式：592KB]
- ▶ [陸上貨物運送事業向け](#) [PDF形式：511KB]
- ▶ [腰痛予防対策講習会資料](#)

エイジフレンドリー補助金のご案内

- ・ 令和2年度に、60歳以上の高齢労働者を雇用する中小企業等の事業場を対象に、職場環境の改善に要した費用の一部を補助する「エイジフレンドリー補助金」が新設されました。
- ・ 令和3年度も6月11日から申請の受付を開始しています。今年度の申請期間は10月末までです。設備的な対策を講じていただく際にはご活用について是非ご検討ください。
- ・ なお、補助の具体的な条件、応募手続き等の詳細は、同封したリーフレット又は厚生労働省のホームページを確認してください。

こちらをご検討ください

人材確保等支援助成金

介護福祉機器助成コース

① 導入・運用計画書の作成・提出

提出期間内に、介護福祉機器を導入する事業所の所在地を管轄する都道府県労働局（※）へ提出

② 認定を受けた導入・運用計画に基づく介護福祉機器の導入・運用

③ 目標達成助成

支給申請

（算定期間（計画期間終了後12か月間）終了後2か月以内）
事業所の所在地を管轄する都道府県労働局へ提出



支給

導入費用の20%【上限150万円】
（生産性要件を満たした場合35%）

介護労働者が使用することにより、直接的に身体的負担の軽減を図ることができ、労働環境の改善が見込まれるなど、所定の要件を満たすもので**1品10万円以上**であることが必要です。

1. 移動・昇降用リフト

※ 立位補助器、非装着型移乗介助機器を含む。
人の移動又は移乗に使用するものに限る

2. 装着型移乗介助機器

3. 体位変換支援機器

※ エアマット、ベッドのうち、体位変換機能を有するものに限る

4. 特殊浴槽

※ 移動・昇降用リフトと一体化しているもの、
移動・昇降用リフトが取り付け可能なもの又は
側面が開閉可能なもの等

各種要件があります。
詳細は下記にお問い合わせください。

滋賀労働局 助成金コーナー

電話 077-526-8251

大津市打出浜14番15号

滋賀労働総合庁舎5階

